

令和6年度  
第1回 杉並区居住支援協議会本部会  
会議録

令和6年7月24日（火）

会議名称	令和6年度第1回杉並区居住支援協議会本部会	
日時	令和6年7月24日(火) 13:57~15:22	
場所	已善第2ビル 6階 会議室	
出席者	委員名	大原 一興 (会長: 横浜国立大学大学院教授) 井上 正人 (公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部長) 手島 広士 (社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会常務理事) 宮嶋 三世 (公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会第10ブロック) 井上 純良 (杉並区 保健福祉部長) 中辻 司 (杉並区 都市整備部長)
	事務局員	【都市整備部】 瓜生昌彦 (都市整備部住宅課長)、砂川 忠 (住宅課管理係長)、 藤田隆博 (住宅課空家対策係長)、針谷美穂 (住宅課管理係主査) 【保健福祉部】 松田由美 (保健福祉部管理課長)、芳賀邦彦 (管理課庶務係長)
欠席委員	藤井 千妃露 (公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会)	
傍聴者	0名	
配付資料	<p>次第、令和5年度第2回杉並区居住支援協議会議事録(案)</p> <p>資料1 令和5年度 杉並区居住支援協議会事業報告書</p> <p>資料2 令和5年度 杉並区居住支援協議会収支決算書 (裏面) 参考 事業支出額における経費内訳</p> <p>チラシ 高齢者等アパートあっせん事業・家賃等債務保証(周知用チラシ) 低廉な家賃で入居できるセーフティネット専用住宅のご案内</p>	
会議次第	<p>1 会議の成否</p> <p>2 開会</p> <p>3 本部会員紹介</p> <p>4 傍聴の確認</p> <p>5 資料の確認</p> <p>6 前回議事録の確認</p> <p>7 議題 令和5年度杉並区居住支援協議会事業実績・収支決算報告</p> <p>8 事務局からの連絡</p> <p>9 閉会</p>	

管理係長：それでは、定刻より少し前ですが、皆さんおそろいのようなので事務局から会議の成否についてご報告したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、東京都不動産鑑定士協会の藤井様から欠席のご連絡を受けております。したがって、現在、杉並区居住支援協議会会員総数7名のうち6名が出席されております。出席者は会則第9条による定足数である会員総数の半数以上を満たしておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、大原会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

会長：令和6年度第1回杉並区居住支援協議会本部会を開会したいと思います。

本部会は、名簿のメンバーで運営していくということになります。昨年度に引き続いて任期2年目になるということです。引き続きよろしくお願いいたします。

区職員の人事異動に伴って事務局職員で交代異動があったようですので、事務局からまず紹介していただけますでしょうか。

管理係長：今回3名の異動がありましたので、保健福祉部管理課長、それから庶務係長、それから住宅課空家対策係長の順で自己紹介いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

保健福祉部管理課長：4月から参りました保健福祉部管理課長の松田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

保健福祉部管理課庶務係長：同じく4月で異動になりました保健福祉部管理課庶務係長の芳賀と申します。よろしくお願いいたします。

空家対策係長：このたび異動になりました住宅課空家対策係の藤田と申します。よろしくお願いいたします。

会長：傍聴の申出はありますか。

管理係長：傍聴の申出はございません。よろしくお願いいたします。

会長：続いて資料の確認をお願いします。

管理係長：まず次第。それから前回の会議録（案）です。議題の資料となります資料1の事業報告、資料2で収支決算書。あと、チラシとしてアパートあっせん事業等の周知用のチラシです。両面刷りのものが1つ。セーフティネット住宅についてのご案内が片面で1枚。最後に名簿、裏に今日の席次をつけております。乱丁、落丁などございませんでしょうか。

会長、お願いします。

会長：それでは、内容としては「前回議事録の確認」ということですね。ここについております昨年度第2回の本部会会議録です。これは閉会後に各自ご確認いただいて、ご意

見等がございましたら、8月2日金曜日まで、来週の金曜日までに事務局にメール等でお知らせいただくことにしたいということです。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長：では、それをお願いします。

8月2日以降、事務局で全体を確認して、それで確定版とすることになります。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長：それから、ホームページで公開するときには、発言者は「本部会員」になりますか。その辺の確認を一応。

管理係長：そのことですが、情報公開・個人情報保護審議会の会議録の取扱いに倣って、昨年度そのような取扱いを始めたのですが、実はその令和5年度から情報公開・個人情報保護審議会の議事録は審議会の議論を広く公開していきたいとの観点から、発言者名を記載する運用に変更されております。本協議会は区の附属機関ではないのですが、同様の観点から発言者名を記載した議事録に戻したいと考えていますが、皆さんいかがでしょうか。ご意見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

会長：何かご意見ありますか。

最近発言者名をそのまま書いて公開しているというのが基本になってきているということだと思っております。

宮嶋委員：名前を出すのが不都合か不都合ではないかだけの問題ですから、私としては、透明性を出すためには書くのが当たり前だと思います。

会長：特にご意見がなければ、記名で出していただくということでいいかと思っております。

では、それでよろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

会長：特にご異議がないようですから、その方針にしたいと思います。

私からは、話し言葉をそのまま書くよりも、内容的に変わらないのであれば、それから本人がそれぞれ確認もすると思いますので、もうちょっと要約してもいいのかなと思うのですが。私の意見として、それだけです。

それでは、公開の方式はそういう形ということになりました。

それでは、これから議題ということで、議題は今回、令和5年度、昨年度の杉並区居住支援協議会事業実績と収支決算の報告になります。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

管理係長：それでは、資料1、資料2に基づきまして事業実績と収支決算の報告をさせていただきます。

きます。

まず初めに事業の実績でございますが、資料1を御覧ください。

「住宅確保要配慮者に対するアパートあっせん事業及び入居支援事業」でございますが、記載しております(1)から(4)の事業を実施しております。

「(1) 不動産関係団体と連携した物件情報の提供」「(2) 仲介手数料、家賃債務保証料の一部助成」につきましては、不動産関係団体の宮嶋委員の宅建協会第10ブロックと井上委員の全日協会中野・杉並支部と連携いたしまして住宅確保要配慮者の物件情報の提供や仲介手数料等の助成事業を行っております。

「(3) 見守りサービスの実施」につきましては、記載のとおり株式会社ALSOKに委託をしています。

「(4) 葬儀の実施、残存家財等の撤去」支援につきましては、手島委員の社会福祉協議会に業務をお願いしております。

前回の本部会におきましては令和6年1月31日現在の進捗状況の報告をさせていただきましたが、助成件数についてはその段階で既に前年度に迫っていたところです。最終的に申請件数につきましては、前年度を下回ったのですが、助成件数においては前年度を上回っております。

助成件数の増が直ちに入居支援の充実が図られたとは言い切れないのですが、今回伸びている原因としましては、申請があった後も職員がアフターフォローを行って申請の漏れている方等に促すようなこともやっていたので、その成果であると評価しております。

「本部会・専門部会の開催」については、記載のとおりでございます。

第2回本部会につきましては、コロナの影響があった関係で、書面開催であったり開催できなかったりと平成30年度以来5年ぶりの開催ということで第2回を開かせていただきました。そのときに事業の進捗状況ということで1月31日現在で報告させていただき、令和6年度の事業計画と収支予算案について承認を頂いております。

専門部会につきましては、前回、事業進捗状況において報告しております。

事業の報告については以上でございます。

続きまして、収支決算書の説明をさせていただきます。資料2の収支決算書を御覧ください。

まず全体の収支でございますが、支出が897万400円。収入が897万880円。差引きの収支が480円でございます。

支出の詳細でございますが、「居住支援協議会運営に関する経費」として61万2,685

円。経費の内訳としましては、本部会や専門部会、事務局の運営経費でございます。

「高齢者等アパートあっせん事業に関する経費」としまして、368万8,302円。仲介手数料の助成や宅建、全日さんへの業務委託料が内容となっております。

「高齢者等入居支援事業に関する経費」として、194万2,157円。家賃等債務保証料と見守りサービスの業務委託料及び葬儀、残存家財撤去の社会福祉協議会への負担金となっております。

事業にかかった支出額は、記載のとおり624万3,144円となっております。

区から交付金が出ていましたが、その差額となります272万7,256円を区に返還してございます。

収入でございますが、897万400円、区からの交付金を受けております。

前回の本部会までにいろいろと預金利息の取扱いをどうするのだというお話がございましたので、預金利息については次年度に繰り越して使っていくということを了承いただいておりますので、480円の預金利息。内訳は令和5年度に発生した分が41円で、取扱いをちゃんとやってこなかった令和4年度までの累積利息が439円でございます。その480円の預金利息分は翌年度へ繰り越しいたします。

なお、令和6年度の予算は、繰越しと区からの交付金を収入の予算として前回の本部会におきまして承認を頂いているところです。

資料2をめくっていただいた裏面に、前回まで補助金等の内訳について分かりにくく表示してあったのですが、それについて参考資料をつけていますので、ご説明申し上げます。

前回までは補助金の実績報告後の精算行為がないままここに補助金を載せていた関係で、補助率と執行額が合わない感じになっていたのですが、今回は参考資料という形でつけさせていただきましたので、精算行為が終わったと仮定した金額でつけております。

国の補助につきましては、実績に基づいていますので精算行為はないのですが、内容は1月末までの協議会運営経費が対象となっております。これは10分の10。

都補助金ですが、高齢者等のアパートあっせん事業や高齢者等の入居支援事業に関する経費が対象となっていて、そこから対象外の経費を除いた額、397万3,000円となるのですが、その2分の1に当たる額が補助率2分の1ですので、2分の1に当たる額が東京都から補助金として頂いているということで、198万6,500円となっております。

その結果、区の負担は379万6,785円となる予定でございます。

ただ今の収支決算報告でございますが、居住支援協議会会則第6条により、会計をお引き受けいただいております宮嶋委員にご確認いただいております。また、同じく同会則により監事をお引き受けいただいております手島委員に事業報告及び収入支出決算書類の内容を監査していただいております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

会 長：それでは、何かご質問とかご意見はございますか。

大体的内容に関しては3月に開催されたところでお聞きしていましたよね。それからほとんど大きな変化はなく、実績として数字がちよっと違っていたかもしれませんが、その程度ですね。内容的にはあのときに確認していたかと思います。

いかがですか。ご質問、ご意見。

井上（正）委員：もともと予算額は幾らぐらいですか。

住宅課長：それは収入に記載がある。

井上（正）委員：897万400円ですか。

住宅課長：そのとおりです。

中辻委員：これは昨年度の予算額で、今年度は。

管理係長：今年度の予算は910万9,400円です。

井上（正）委員：今年度が910万9,400円。微妙に中途半端な400円は何ですか。

管理係長：これは障害者生活支援課からお金を出していただいているのですが、中途半端ではございますが、この金額で執行委任を受けてやっているのです、予算額としてはこのようにしています。

宮嶋委員：どちらにしても与えられた予算の中でしか動けない。やり方として、本来であれば余ったものをつぎ込んで1つずつまた大きな事業をしたいという方向性が出せれば本当はいいのだろうけれども、余ったお金は全部元に戻すと。いつまでたってもこの同じ金額の中でやっていかなければいけないという矛盾はあると思います。

中辻委員：どうしても行政の単年度予算主義ですし、補助金については実績に対して出すというルールがありますが、一方で、例えば、事業計画を検討するに当たって、3年後にはこういう将来像を描いてどんどん増やしていくとか、例えばこの年度はすごく力を入れて各種団体の方にもご協力いただいて、事業活動量として今までの5倍やっというということであれば、そういう計画を立てた上で、それをベースに補助を引っぱってくるというイメージになろうかと思うのです。

宮嶋委員：全く副会長の言われるとおり、本当はそういう大きな目標を立てて改善していかなければいけないことであって、実際、今のところは単年度の予算の中で何となくあれ

やってみたい、これやってみたい、みたいなもので、本質的なところまでたどり着く意見の交換がまだないのが寂しいかなと思います。

中辻委員：おっしゃるとおりです。後で担当から皆さんにご相談させていただく予定ではいるのですが、この間、団体さんからいろいろ申出があって、居住支援の協力をしたいみたいなお話も頂いていますので、そういう方々との連携をしながら区としてこの事業をどう広げていくのか検討しているところですので、そうした方向性がまとまりましたら、少しずつかもしれないですが、その活動を広げていく、その必要な経費についてはしっかり予算に盛り込んでいく、そういう方向でいければと思いますし、それについてアドバイスを頂ければありがたいです。

会長：3月のときに令和6年度の事業計画を立てたことになっているのですが、そのときは基本的に昨年度と同じということと特に拡大もなく推移するということで来てしまいましたが、その段階の議論をもっと前もってやっておきたい。今年はまだ始まってしまいましたが、ぜひ来年に向けて。

そもそもこの居住支援協議会の目的・役割が何だったのかを確認する。それが杉並区でどの程度達成されているのかということとをきちんと評価するというのがちょっと曖昧かなという感じがします。

必要に応じてプラスアルファの何らかの事業を展開するのであれば、それに関して先ほどご指摘があったように将来に向けての計画の予算をつけていくとか、あるいは何か国からのモデル事業や何かを取ってくるとか、作戦を立てる段階としては秋ぐらいに検討する段階の会議なり情報交換なり、そういうのをぜひしていただければいいかなと思います。

宮嶋委員：居住支援の立ち上げのときは、私ども宅建で高齢者アパートあっせんとか、そういったもののスムーズな流れの中で、もう少し居住支援みたいなものがちゃんとできないかということでの発想で出来上がったわけです。

だけれども、それだけではなくて、今おっしゃったように、もう少しトータルで居住支援はどういうことをやっていくのだという、先を見据えた何かを考えていかないと毎年同じこういうことの繰り返しだと。それでは皆さん集まっていって居住支援協議会を開く価値がなくなってしまいます。その辺のところをもう少し、本当に真摯に考えないと、先行き、何をやってきたかという形になってしまって、担当されている区の方たちも大変だと思いますので、現状やらなければいけないことも1つとして、それ以外に今後どういう形でそれをやっていこうかという大きな目標を定めた上で両方を兼用しながらやっていくという姿勢になっていただければ私はありがたいと

思っています。

会 長：全く同感ですので、検討をお願いします。

何か考えられていることはあつたりするのでしょうか。

住宅課長：今ご指摘いただいたように、毎年今ある既定の事業の繰り返しになってしまっていた部分はあるのかなというところはご指摘のとおりかと思っています。

先ほど部長からもお話がありましたが、いろいろな団体から協力したいという申出を頂いている中で、我々も今まで住宅部門でやってきた居住支援は入居するまでというところに重きを置いていた部分も若干あるのかなと思っていますので、入居までではなくて、それ以外の支援、入居後、入居中の支援、居住支援ということであれば、入居だけではなくその方の生活を見た上で支えていく。そういった意味では住宅と福祉の連携もそうですし、いろいろな団体さんとの連携、そういったところを深めていく。そのために居住支援協議会がそういった方々と連携していく場になることが大事かと思っています。

そういったところをまず居住支援協議会で、例えばこの本部会だけではなく専門部会とか、そういった中でそういった方々とのつながりをつくって行って、よりよい居住支援策プラスアルファ何かできることがないか、そういった議論をできないかなというところは今年度考えているところですので、説明が終わった後にいろいろご意見を頂ければと思っています。よろしくお願いします。

会 長：昨年度の事業報告に関して、まず了承いただくかどうかということだけは決議しておきましょうか。後々のご意見はまた続けるとして。

取りあえずこの事業報告に関して、これで了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長：ありがとうございます。

その上で、今みたいにこれから先どうするかということ、比較的自由にご発言とか意見交換みたいな形でお願いしたいと思います。

中辻委員：その議論の材料として、報告事項で説明をさせていただきまして、今杉並区として課題認識を持っている中身も事務局から話をさせていただいて、それにご意見を頂ければ。

会 長：では、次第でいうとその他ということにしてよろしいですか。

管理係主査：その他の連絡事項という中身で、先ほどのお話も含まれているのですが、まず順番に大きく3点お話しさせていただきます。

1つ目ですが、今回添付させていただいたチラシで「住まい探しにお困りの方は、是非ご相談ください！」ということで、両面のチラシをつけさせていただいているのですが、こちらは前回の令和5年度第2回の本部会にて内容についてご確認いただいていたものになります。

こちらに関しましては、期日までに意見が特段なかったもので、その際にもメールで「こちらで確定しました」ということでご報告はさせていただいたのですが、改めてこの場をお借りいたしまして確定のご報告と、確認についてご協力いただきましてありがとうございますということでご報告に代えさせていただきたいと思えます。

こちらのチラシですが、庁内の関係部署、ケア24とか保健センターとか、特に福祉部門との関わりが深いというところもありますので、そういったところに展開していこうということで作成させていただいたものになります。

次に、お手元のチラシのその次にあります「～住宅にお困りの方へ～ 低廉な家賃で入居できるセーフティネット“専用”住宅のご案内」を御覧ください。

こちらは昨年12月20日より開始いたしました杉並区のセーフティネット専用住宅の家賃低廉化補助に関する区民向けのチラシということで作成させていただきました。こちらのチラシは、各部署の相談窓口に配置させていただいて、事業の周知や募集住宅の確認に活用していただけるようにということで作成したのになります。

最初に、現在までの家賃低廉化補助に関する実施状況のご報告をさせていただければと思います。

令和5年度ですが、募集戸数3戸に対して入居決定は2戸、うち1戸は取り下げになったのですが、令和5年度は2戸入居が決定されておりました。

令和6年度も引き続き新たに住宅の登録をさせていただいて、募集戸数は昨日時点までで5戸。それに対して入居が決定しているのは2戸になります。事業を開始した昨年12月からこれまでの累計で8戸の入居者募集を行いまして、4戸で入居者が決定している状況になります。

それから、現在入居者募集を行っている物件は3戸ございまして、現在におきましては全てに1名ずつ入居希望者が申込みをしている状況で、賃貸人の方に内見等の申込みをするように入居希望者の方をご案内しているところになります。

昨年からはじめた住宅課のこの制度ですが、課題について前回の本部会でもお話しさせていただきました。

まず1つ目ですが、こういった家賃低廉化補助住宅を、こういった情報が必要な住宅確保要配慮者の方にどうやって届けるかという点について現状どうやっているかと

いうところですが、区の広報とかホームページ、区の公式SNS、Xとかフェイスブック、そういったものも活用させていただきながら広報をしているところです。

それだとしていただく方が限られてしまうというか、なかなか行き届かない部分もあるやもしれないというところで、そのほかにも、庁内の関係部署への周知も都度行っています。例えば、一人親の担当だったり母子寮だったり、あとは福祉事務所、「くらしのサポートステーション」などにも情報の提供をさせていただいております。それ以外にも外部では居住支援法人などにも入居者を募集していますということで周知をさせていただいているところになります。

それから、今年度は新たに民生委員の連絡会にも出席させていただきまして、こちらのチラシを配布して制度の周知をさせていただいているほか、新たに児童相談所の設置準備課にもお声がけさせていただきまして、児童養護施設退所者へこの情報を周知していく方法について今確認をしているところになります。

庁内の関係部署に対して制度周知を進めていく中で、少しずつ他部署からの紹介で問合せが来るようになってきていると感じているところです。

今後も住宅確保要配慮者の方への周知方法については改善していきながら周知に努めていきたいと思っております。

家賃低廉化補助に関しましてはもう1つ課題があるということでお話しさせていただいたところだったのですが、それが何かというと、補助対象住宅を増やしていくこととなります。

こちらの制度自体が賃貸住宅のオーナー様や不動産店等のご協力を頂くことが重要になってくる制度になっておりますので、セミナー等の実施で制度自体を知っていただく機会をつくっていく必要があると感じております。

令和5年度第2回本部会でも、いろいろ事業計画の中でセミナー等の実施については今年度実施するというところでお話しさせていただいていたところだったので、今年度、そのセミナーを実施するというところでまたいろいろご相談させていただくことがあるかと思っておりますので、その際にはよろしく申し上げます。

プラスして、昨年度に宅建、全日の皆様にご協力いただいていた空き室の調査を今年度も実施したいと考えております。調査票に関しましては昨年度と同じような内容で近々依頼できればと思っておりますので、実際に依頼する前には、また宮嶋様、井上支部長に依頼内容の確認をお願いさせていただくと思っております。よろしく申し上げます。

最後、先ほどお話しにもあった、居住支援協議会の活動についてのいろいろな見直

しというところで、前回の本部会でも情報共有させていただいたのですが、セーフティネット法の改正だったり残置物の処理等に関して情報共有を前回させていただいたのですが、セーフティネット法関連では居住支援法人、そういったところとも継続的に関係づくりを進めていかなければいけないと思っておりますし、それ以外にも残置物の処理に関しましては、先ほど様々な団体と申し上げたのですが、行政書士会とか司法書士会の方々いろいろ周知の関係でセミナーの講師だったり居住支援協議会の事業に関する見直しに関して、そういった相談などご協力いただけるというお話もございます。

現行の居住支援協議会の事業の見直しは、5年以上始めてというか、もともと居住支援協議会が始まる前から住宅課として行ってきた事業というところもあつたりしますので、そういった事業の見直しだったり残置物処理等に関しても、住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給に資するものとして、そういったものの周知についていろいろ検討していきたいと考えておりますので、その際にはまた皆様にいろいろご相談やご意見を頂いたりということをお願いしたいと考えております。いつという話はこれから詰めさせていただくというところにはなるのですが、その際はよろしくお願ひしたいということで、ご報告とお願ひも兼ねてという形になってしまうのですが、その他の連絡事項の内容としては以上になります。

このあと、この内容だったりそれ以外にもざっくばらんいろいろご意見を頂ければと思いますので、よろしくお願ひします。

会 長：それでは何か質問など。

最初は私からちょっといいですか。紹介があつた2枚目の家賃低廉化補助に関しては、去年の決算報告も出ていますが、居住支援協議会としてやっているのではなく、区の事業、施策としてやっているということで、お金関係は居住支援協議会は全然絡んでいないのですね。

管理係主査：説明を省いてしまつて申し訳ないのですが、こちら自体は住宅課の事業ということになっているのですが、住宅を増やしていくために不動産店さんの協力をいただいたり、そういったところで居住支援協議会とも連携をしていかなければならない、そういった事業になっておりますので、逐次状況のご報告とかいろいろご相談させていただければということで今回ご報告させていただいたところになります。

住宅課長：補足で、この制度は、杉並区は区営住宅を持っているのですが、区営住宅に入りたくても入れない方がかなり、数百名いらっしゃるということで、まずそういった方々を支援できないかということで始めた制度でございます。プラスアルファ家賃助成を

検討しているのですが、まずはできることということでこの住宅セーフティネット制度を使った家賃低廉化の補助というものを区として始めさせていただいたところです。

この制度は平成 29 年度頃からあったのですが、なかなか活用されてこなかったというところが実態でございます。周知自体がうまくできていなかったところも増えてこなかった理由の 1 つだと考えていますので、こういったものがあるということをもっとしっかり広げていく、そういった中では居住支援協議会と一緒にこういう制度の周知をして、そういった住宅確保要配慮者を支援するための住宅を増やしていきたいというところで進めさせていただいている事業です。

宮嶋委員：質問とずれるかもしれないが、一時期、緊急避難用の住宅を杉並区で 100 室ばかり持っていたと思う。あれは今どうなっていますか。

管理係主査：そちらに関しましては、現状、令和 6 年度の時点で 23 室になっております。実際、本日までの入居者は 2 人になっております。

こちらに入居できる方は、火災に遭われた方とかDVだったり犯罪の被害に遭われて住居に住み続けることが困難になってしまっている方とか、あとは急な立ち退きだったり、そういったところで明日の住まいがないという方に対してお貸ししているものになります。

宮嶋委員：それは住宅課でやっているわけですか。

管理係主査：住宅課です。

宮嶋委員：そこで 1 つ言いたかったのは、100 室以上持っていて、借り上げたときに家賃の見直しで 1 戸もされていなかったというのはよくない。それは年式とか物によって賃貸相場だつて変わる。その正当性を取っていなかった。

それから、逆に 100 室借りるだけのキャパがあるのであれば、なぜ居住支援でそういうことを考えられないのかということもある。緊急避難用でなければ貸しませんということではなく、もう少し柔軟に、同じ住宅課であればうまくできないのかなというあれもあるのだけでも。

宮嶋委員：昔怒ったことがある。昔の金額のまま、こんなところでなぜ 8 万円も出してやるのだとか、そういうことがあった。

住宅課長：そういったご指摘を過去に受けたということを知りていまして、今、契約を更新するときには、宮嶋委員からそういったご指摘を頂いたというところを踏まえて、金額の交渉をした上で適正な近傍同種な価格帯を区でも調べた上で交渉させていただいていきます。

宮嶋委員：多分、緊急避難用と同じようなやり方の居住支援では考えられるのかという部分があ

るわけです。最初から区で借上げにします。その代わり規定に関してこういう人たちが入るけれども、それは構いませんかということによってやってくれる可能性があるのかという、違う方向があるかなという気はしたのだけれども。

管理係主査：その借上げの話で1個だけうちの状況説明になるのですが、セーフティネット住宅の家賃低廉化を始めるに当たって、緊急避難用の住宅のオーナー様にセーフティネット住宅の制度のご説明などを差し上げて、ほかに持っている物件とか今うちが借りている物件とか、セーフティネット専用住宅等に転換していただけないかという交渉をさせていただいた上で、去年入居者を募集した3戸のうち1戸は緊急用住宅を専用住宅に転換していただいて入居者を募ったという経緯もありまして、そういった形でのご協力というか住宅課内での使い方の変更というのですか、そういったところがあります。状況説明としてということ。

管理係長：事業的にスクラップ・アンド・ビルドはどうしてもあるので、応急一時居室はもともと高齢者住宅だったわけですが、それが「みどりの里」にシフトして行って、たくさん借り上げていたものをどのように使っていくかという中で応急一時居室という役割を持たせて使うようになったのですが、そんなに要らないという部分があった中で徐々に減らして行って、私が来たときには二十数室になっていたわけですが、先ほど針谷が説明しましたが、今度セーフティネット住宅を始めるに当たって、応急一時居室の大家さんに「こちらへ転換していきませんか」と投げかけをしました。乗ってくれたのは1室だけで、ほかの方々は「そのまま借上げがなくなってもいいからセーフティネットはやらない」という意思を確認したところです。

この借上げは、結局お金だけ使って成果を全然上げていないわけですが、どのようにしていくのかという中では、こちらの財源を生み出すために縮小という感じで住宅課としては考えているところです。

住宅課長：今の応急一時居室ですが、23室ある中で年間の使用率で見たときに、7割以上が空室の状態になっているのです。緊急時、火災等で明日の住まいがないという方が一時的に入居されて、次の住まいを見つけていくための一時的な居室ということで確保している。

宮嶋委員：使われ方は分かっているから大丈夫。

ただ、15年ぐらい前の話の中では、どうしようもないアパートを何でそんな値段で借りていなければいけないのだというものがごろごろあったのです。それは契約を更新するときにちゃんと査定してやらなければ駄目でしょうということで、それから多分査定が始まったと思うのです。

要は借上げの仕方自体に関しても、古くて客が入らないから借りるのだ、お願いするのだ、みたいなものが大体7割だった。それを100室以上も抱えていたから、これは話が違うという話になった。

ただ、今の居住支援的な考え方でいえば、それはそれで、その中の流用性を考えたらもっといろいろな方たちに対応できる可能性が出てきている部分もある。その辺をうまく考える方法は何かないのかという気がします。

井上（正）委員：さっき言っていたこういうチラシがあるではないですか。居住支援とか住宅課の応急一時居室が何十室あったとか、そもそも区民の人たちはそれを知っているのですか。すごく疑問に思うのです。

1人、2人とか来ていますが、この置く場所は、役所に置いていたりですよ。ただ、役所に来る人は誰かに紹介されて来ているから、これを見てきているとは思えない。これをどこに置いていくのかという問題とか、区民の人たちとか、別の区でもいいですが、そういう人たちが「杉並区はこういうのをやってくれているから杉並に住もう」とか、そういうことで相談に来るとか、こういう制度があるのだよということをどれだけ区民の人たちが知っているのか。

例えば、これをフェイスブックやSNSという話もあったのですが、それを見られる人は、お孫さんとか娘さんがいれば高齢者でもそんなに心配しなくてもいいと思うのです。相談に来るほどのことはないのではないかという気もするし、それを見られない人たちが困っているのではないかという気がするのです。

目的に対して違う方向を向いてやっている。来た人にアンケートとか取っていますか。「どこで知りましたか」とか。「SNSを見て来ました」という80歳ぐらいのおじいちゃんやおばあちゃんが来るかということ、多分ゼロだと思うのです。どこにターゲットを持って行ってどう広めるのかとか。

受け入れ側のアパートとか、これはさっきも出ていたのですが、例えばアパートを持っている人たちを集めてセミナーをやるというのは、どういう方法で具体的にやろうとしているのですか。もうやりましたか。

管理係主査：やっていないです。

井上（正）委員：ですよ。どういう方法でやるのか、どうやって集めるのか、その辺の具体的なものが何もなかったら、ただ予算計上しているだけでやる気はないよ、ということだと思います。そのところを細かく詰めていかないといけないし、団塊の世代の方たちが10年、20年すれば亡くなって減ってくると思うのです。そういうところも見据えてある程度計画も立てておかなければいけないと思うのです。その辺が、ずっと同

じことを毎回「取りあえずやっておかない」という感じにしか受け取れないのです。私はまだ2年ぐらいですが。

中辻委員：補足しますと、緊急一時居室と応急一時居室は別です。火事で焼け出された人については、当然その場で「この後行くところがありますか」「ホテルにしますか。区で借上げているところがありますよ」とピンポイントで今困っている人に対して、チラシを置いて火事で焼け出されたときはここに電話しようではなくて、その場でご案内しています。今晚行くところがないということになりますので、それがそれです。

ただ、おっしゃったとおりこのセーフティネット住宅、数戸ではありますが、せっかく確保できたのに広報を打っても来ないのです。数人来られている方には当然どういところで情報をお知りになりましたかということは聞いているのですが、いかにせんまだサンプルが少ない状況ですので、どういうところが一番効果的なのかということは、まさに今手探りの状況です。

加えて、家族で住むところに困られている方は、いつでも引っ越しができるわけではないので、情報は届いていても学期の切り替わりであったり年度の切り替わり、そういうタイミングでないと引っ越しはできないとかそれぞれの事情をお持ちのケースも想定されますので、どうして今なかなか手を挙げていただけないのかを様々考えているところですので、具体的に例えばこういうところでPRしたほうがいいのかというところがあれば、教えていただければそこに職員が出向いていってお話もできるかと考えています。

宮嶋委員：ただ、緊急避難対策については、今、保険制度が非常に発達してきているわけです。例えば、マンションが焼けてしまいましたといってもお金が出るのです。

中辻委員：火災保険に入っていれば臨時的に泊まるホテル代とか。

宮嶋委員：意外とそういう意味では、そういう傾向のあれは少なくなってきたというのがある。

ただ、福島の地震のときみたいに、ああいうときに空きっぱなしで置いておくわけにもいかないなというのがあるし、それだけ考えたらその辺の流用性も考えたほうがいいかなと。

それから、こういうのは意外と表面に出してもなかなか皆さん理解してくれなくて、例えば、今高齢者住宅のアパートあっせんに関しては、住宅局に高齢者の方が行かれたときに、のれん会ではないけれども一覧があるのです。最近、「どこを見てうちを知りましたか」というお答えに「杉並区でこういうものを頂きました。それで近くのあれを電話をかけて探しています」というお客さんが結構多いです。だから、そういう意味では住宅局があれを渡してくれていることに対して来てくれる方も多くなった。

ただ、来てくれる方も多くなっているのだけれども、逆に僕らの今の考え方で言えば、受けている不動産業者も持っている高齢者住宅の数がすごく少ないわけです。持っていても入ったら何年も出ません。常に新しい募集を家主にかけなければいけない。そうすると、その辺のギャップをどうしても、申し訳ないけれども空きを待ってもらうしかないですよ、みたいな話になってしまう。

だから、うちの場合は、お話を聞いて「この人はしょうがない、何とかしてあげなきゃいけない」と思えば、僕らが頭を下げに行かなければいけないのが現実なのです。ただ、そこまで面倒くさいことを一般の不動産業者がするかといたら「しません」というのが現実なのです。不動産ののれん会に入っている人たちだけでも1年に1回でも2回でもいいから会って「何とか協力してください」というアピールをしてもらえると、もう少しスムーズに流れるのかなと。

このアンケートを見ると、高齢者が一番多いんだよね。高齢者自体もこれからあと10年も経てば亡くなってくるのだと思うけれども、この後出てくるのは、今表立って出てはいないけれども、これから一番困ってくる人たちの数が増えるのは、身体障害者とか身体に不を持っている方の関係のものが必ず出てくる。例えば、身体の不を持っている人たちは、どうしても車椅子を使わなければいけないとか廊下が広くなければいけない、段差がない、そういうのが出てくるので、この辺りに出てくるのはその辺の考え方を含めて先を考えてもらったほうがいい気がする。

今、表面立ってあれしているけれども、ただ、身体障害者の関係の方たちは親が何とか面倒を見て我慢してやってきているから、だけれども、その中には一人立ちしたいという方もたくさんおられると思うので、その辺の次のターゲットという言い方をしたら悪いけれども、次に出てくるのは、その関係の人たちが部屋が欲しいという方が増えてくるのかなという気がします。

DVだとかはその時々、あるときもあればないときもある。そういう意味では、身体障害者さん関係のものは、一般住宅の中でも、そういうシステムができるようになっておかなければいけない気がします。

あと、広報の仕方が正直言って、現場でやっている砂川さんとか針谷さんたちはよく苦労していると思うけれども、なかなかこれという決め手の報告の仕方がないというのが正直なところなのです。

管理係長：ちょっと言い訳をさせていただくと、セーフティネット住宅の場合には高齢者のことを考えたら、広報を握りしめて来ますから、広報が媒体的には多分一番いいのだと思うのですが、物件が出たタイミングで出すので、定期的に募集するという形であれば

「ここでやります」とできるのですが、なかなかそこにマッチしないときがあって、いわゆるホームページ先行、SNSとかに打って、今回はずれたのですが後追いでも広報を打っておこうとやったら4~5人来ました。でもそこで止まるのです。

広報なら届くというよりは、広報を見ている人には届くのです。広報に打っておけば皆さんが見て来ていただけるのではなくて、たまたま広報を見る方が見たときにというのがあったと思います。

先ほど針谷からも説明させていただいたのですが、結局のところどうやって周知していくのがなかなか難しいので、困っている人が自分で見つけるということではなくて、「こういうものがあるよ」と声をかけてもらえるようにということも考えて民生委員にお願いに行って、「もしお困りの方の相談があれば、こういうものがあると知らせてほしい」という、そういったやり方の周知にも今いろいろと手を出しています。

あと、区営住宅の申込みのところにも「もし外れてしまってこういう住宅が出てきたら情報が欲しいですか」というところにチェックをしていただくとか、なかなか難しいのですがプッシュ型の、教えてあげるものといっても本人の同意がないのにできないので、そういう申込みのときを捉えて「情報は要りますか」というのをやってみたり、とくかくいろいろ何が効果的なのか分からないのですが。

宮嶋委員：提案なのだけれども、大昔の話になってしまうけれども、高齢者の住宅については、杉並宅建ではステッカーを使った。要はステッカーがあるところであれば高齢者の相談を受けますというマークになっていた。これを逆に言うと、例えば杉並区の居住支援なら居住支援の認定ステッカーみたいなものを貼るということによって、逆にそののれん会をついた方は、そのときに部屋がなくても高齢者の話は聞いてあげてくださいという優しさがなければ駄目だと思う。

そうすると、僕らの協会のステッカーと杉並区と例えば全日さんと宅建さんが協力の加盟のステッカーだということは価値が違う。そういう協働のステッカーを、有志の会みたいなものをつくってやるのが一番早いと思う。そうすると意外とステッカー見て、杉並区でもそういうステッカーの広報をしていただければ。「そこに行けば一応話は聞いてもらえる」という、そういうシステムづくりをしたほうがいい気がします。

支部長を辞めてしまったから、前のステッカーは使っていないから。要は杉並あるいは中野の両方の地域で仕事をしている業者さんに公認のステッカーを出すみたいなことは結構意外と有効なのかなという気がします。そのステッカーの意味は杉並区の広報だとか、そういうのに載せてもらうという形の取組をしたほうが早い気がする。

だから高齢者に関しては、とにかくあと10年も我慢すればそんなに、たくさん亡く

なりますから。

井上（正）委員：あと荻窪の杉商連の事務所があるではないですか。そこと相談して、あそこから各商店会にこういうチラシを置いてもらって、「お店に置いてくれませんか」とか、そういうことをやれば。杉並区と出ていけば、皆さん気づいているのか気づいていないのか知らないけれども、杉並区というブランドはいろいろな町の会社とか商店に一番信用がありますから、そういうものが出ていけば、コンビニとかに行っておじいちゃんおばあちゃんに「ちょっと気になっていたら持っていく」とか、そういう身近なところに広報しないと浸透していかないと思うのです。

だからもう少しほかの機関をうまく、どこにつながっているとかというのをちゃんと把握できれば、そういうのはアイデアとして多分出てくるだろうから、そういうところで話をしたらいいと思う。

宮嶋委員：おっしゃるとおりで、意外とレトロなやり方が困っている人たちにはいいのよ。最新のやり方では通り過ぎて行ってしまいうから。それすら手に触らない人たちが多いわけだから。

住宅課長：我々が周知を考えると「困っている方が行くところはどこだろう」「相談に行くところはどこだろう」みたいな視点で結構考えがちだった部分があったのです。今お話を伺っている中で。なので、民生委員さんのところに行くとかやったり、養護施設に直接連絡したりとか福祉施設に連絡したりとかやっていたのですが、今お話しいただいたような身近なところ……。

宮嶋委員：保険の薬の窓口、薬局からうちに「高齢者のこういう方が行きたいと言っているのですがよろしいでしょうか」という問合せが結構多い。結局、ご夫婦で住んでいて片割れになってしまってそこに長くいてもしょうがないと。「一人ものでいいから何とか紹介してくれませんか」というのが結構ある。

住宅課長：確かにそういう高齢の方とか障害を持っている方は薬をもらいに薬局に行かれる方はすごく多いのかなと、おっしゃるとおりだと思います。

宮嶋委員：やり方とかはもう少し方法があると思う。あまり固く考えないで、もっとフランクにそういう話合いをしたほうがいい答えが出るのかなという気がします。

中辻委員：もう1点、このセーフティネット住宅については、まだ8戸しかないのです。積極的に、それこそ郵便局にチラシを置いたりコンビニに置いたり、高齢者以外の方、一人親の方も含めて利用していただきたいと思っている層に届けたいのですが、まだまだ絶対数が少ない中でたくさん手を挙げられてもというジレンマがあるのです。

また、高齢者向けのアパートのあっせんという「高齢者だから」ということで

オーナーさんがなかなか「うん」と言っただけでない。そちらはそちらで、司法書士会、行政書士会の方からは、死後事務委任なども含めてなるべくオーナーさんの負担感を下げる協力をしたいというお話もありますので、そういうことを多くの方に知っていただいて、そちらも絶対数を増やしていく。そういうことも併せてやっていきながらそういう情報が口伝えに、杉並区に行けばどこか探してくれるよというアナウンス効果につながっていくのが理想形だと思っているので、やはり数を増やしてく。

高齢者はあと 10 年ほどでというお話でしたが、杉並区はあと 10 年ぐらいは人口が増えるという見通しの中で高齢化率が上がっていくと高齢者も増えますし、あと一人暮らしの高齢者が増えてきますと、賃貸住宅のストックの空きがあるにもかかわらず、そこを活用していけない。行政で準備できる量にも限界がありますし、今から公営住宅を建設する計画は今ありませんので、そういうことを踏まえると民間のオーナーの皆さんと協力しながらやっていくしかないと思っていますので、何とか高齢者を入れていただけるセーフティネット住宅の絶対数を増やす、そこにぜひご協力——もう宮嶋さんにはご協力いただいているということで大変ありがたいのですが、そういう輪が広がっていくような仕掛けを考えたいというところです。

井上（正）委員：杉並区というブランドがあるでしょう。実際に断っている大家さんとか「分かりました、協力しましょう」という大家さんとか、そういう方たちと話をしたことはありますか。

中辻委員：協会はしているのです。

管理係主査：協力いただいている方とか不動産屋さんとかでもアパートあつせんの情報照会をさせていただいているところで物件情報を頂いている不動産屋さんとか、そういったところとは割と密に職員も連絡は取らせていただいて、いろいろご相談をさせていただくこともありますし、させていただいたりというのはしています。

お断りしている不動産屋さん、というところ、そこはまだ。

井上（正）委員：不動産屋ではなくて持ち主。

管理係主査：持ち主の方とはお話しさせていただいて、言われるのは、やはり高齢の……。

井上（正）委員：なぜ聞いたかというところ、私は不動産会社だから、オーナーさんに説得するわけです。こういう制度もあるから貸してみたらどうですかみたいな。高齢者の方が来ると確かにうちにもファクスが入ります。どこどこで探しているとか。うちの場合は西武線だからあまり人気はないので該当する人が少ないのもあるけれども、来てしまうとこっちで処理できてしまうのです。「この人はどういうあれで探していますか」とか理由とかを聞いて、自分のところの理解してくれている大家屋さんとかに「入れて

やってくれ」みたいな、そういうのがある程度対応できるので、役所にやるということとはほとんどないのです。

聞いていると、高齢者というだけで不安がっているのです。だから、セミナーを設けてそういう人たちを直接説得するということと、例えば宮嶋さんのところの住宅だったら杉並区と一緒にその説明会をすとか、そういうことをやらないと理解することはなかなか難しいと思います。

宮嶋委員：同じ意見だけれども、もう一度宅建と全日の高齢者あっせんをしてくれる不動産業者を集めて説明会をさせていただいて、のれん会みたいな形での杉並区公認ステッカーを貼らせてあげるということも1つの方法論かと考えている。

ただし、ある程度井上さんとか僕らみたいに分かっている「しょうがねえな、こいつは面倒見てやんなきゃ」と思えば家主のところに頭を下げに行くという、本来であればのれん会の不動産業者がそれくらいの優しさを持ってくれる業者だったらうれしいと思うのだけれども、なかなかそうもいかないと思う。

ただ、そういう1つの形をつくったほうが、ここいて話しをしているか、宅建から20社とか全日から20社集まって40社の人たちが一緒にやってくれるということになればもう輪が広がるし、考え方も皆さん現実をよく見ているから。

ただ、うちの物件でも困るのはおかしなやつが、救急車が来ただけでは何ともないけれども、その後、警察の車が来ると、次の日には事故物件と載っている。あれは本当に困る。それはそれである人たちはいいのだろうけれども、その内容が実際に、警察が来たからといって全部そこで死んでいるわけではないわけだから。

自然死の場合とか高齢者の方がお亡くなりになったものは、今は告知義務がなくなってきたからよくなってきたけれども、そういう意味では、告知義務が僕らに課せられているたがになっているのだよ。それと同じことを今度は家主さんがみんな怖がってしまっている。貸してしまって、もし亡くなったら最低1年、それ以上お客さんを入れられないというその辺のギャップが、家主さんたちが高齢者というどうしてもそうはいかないのだという一番の大きなネックなのです。だからその辺をうまくクリアしてくれば。

一番いいのは、高齢者でも夫婦でいてくれればどちらかが見ているから救急車で運ばれても何とも問題はないのだよ。だけれども、そういうことで賃料が安くてということになると、今度は物件がないわけでその辺のずれがたくさんある。

もう1つは、区が助成を出す前提が、旧耐震ではなく新耐震でなければいけないとか、そういうたががかかっているわけ。その辺を何とかしてあげれば高齢者の2DK

ぐらゐのやつが貸せる部分はある。助成を使うのか、悪いけれども助成は使えないけれども部屋はあるよとするのか、その辺の問題がある。

井上（正）委員：前も言ったように、生活保護はそれが無いのです。だから値段さえ合えばそこに入れられる。だけどこちらのあれを入れると、耐震の問題が出てくるから数がぐつと減るのです。大家さんに聞くと「そこまでしてメリットがあるのか」と。何百万とかかけて耐震をやりました。安く入ってきて。そうしたらそこまでのメリットはないではないですか。なぜ命の差をつけるのだと、第三者的に見ると生活保護と居住支援の。命は同じなのに、こちらは耐震ではないのに入れて、こちらは命を守りましょうみたいなその差が矛盾していると、おかしいのではないのですかと思うのです。ただ役所のあれが違うからと言われればそれまででしょうが。

そういうことは条例とかではできないのですか。杉並区はその部分は外しますよとか。

中辻委員：セーフティネット住宅でいえば国の補助制度になっていますので、その基準は満たさなければいけない。それを満たさず全て区の持ち出しでやりますと、区独自に何か補助制度を設けますということであれば可能性はなきにしもあらずですが、先ほどのお話の中にもありましたけれども、これから高齢者あと障害者の住まいを考えたときに、耐震化のみならずバリアフリー化みたいなところについては、全ての住宅で考えていただかなければいけない状況になっていると思うのです。

これから建て替えとかそういうタイミングになれば、当然そういう仕様のもを皆さん準備されるのでしょうけれども、まだまだ有効に使える住宅でそういう基準を満たしていないところがたくさんあると思いますので、そういうものについては、ほかの部門ではありますけれども、区で助成制度を出しているのでぜひ活用していただきたいのですが、おっしゃったようにそこまでしてメリットがあるのかということも当然オーナーの立場になれば理解もできますので、その辺りは根気強くといいますか、そういう制度がまずあることはお伝えしていくのが我々の役目かと思っておりますので、そこはしっかりお伝えをした上で、やはりオーナー様のお考え1つですので、ご協力できるということであれば、できる範囲で区として支援できる様々な制度をご紹介しますので、ぜひ何とかご協力いただける方向で皆様方のお口添えいただけると大変ありがたいです。

宮嶋委員：例えば、宅建の不動産業者の理事会とかそういったところにお邪魔して、リフォーム代はこういう制度を使って幾ら出ます、新築の場合はこういう制度を使って幾ら出ますよとか、そういったアナウンスをしてもらったほうが早いのかという気がする。

中辻委員：今、建築部門で区の助成金一覧をつくっているのです。そういうものをベースにお話しさせていただいて、実際に具体例があればお声がけいただきたいので、そういうことは。

宮嶋委員：アパートを造る場合にはそういう助成の使い方があるから、家主さんにとってもメリットですよというアプローチが必要かなという気がする。

中辻委員：そうですね。あと環境問題という意味で省エネ改修的な話もあるかと思いますが、様々な助成制度を1つにまとめようということで去年あたりからまとめていますので、そういうものも共有させていただきながら。

宮嶋委員：建築屋を抱えているような不動産屋でないと、その助成制度をほとんど分かっていないから。

管理係長：いろいろな場を通じて意思の疎通ができていけばいいと思っているのですが、大家さんだけが知らないということではなく、大家さんは理解しているが仲介業者が理解しないときもありますので、両方が連携していけるようなセミナーなり何なりをやればいいのかと考えていますので、そこら辺をどんなふうで開催していったらいいのかということについてもお力添えを頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

井上（正）委員：今年1回やってみればいいのかではないのですか。去年の272万円ぐらい予算が余っている場合は100万でも使ってみて、そういうセミナー、小さいものでもいいから1回やってみたらいいのではないのですか。「今後はこうやったほうがいいんだな」とか、いろいろやってみないと分からない部分もあるでしょうから。

住宅課長：セミナーは今年度やりたいとは思っています。テーマはどうするかとか、誰を対象にということところは、さっきも話があったかもしれないですが、ご相談させていただきながら、先ほどいろいろお話を頂いたところですので、そういったところも踏まえながら、どういった対象の方々にどういった内容をやるのがいいか、そういったところを決めた上で今年度やりたいと思っていますので、またご協力いただけますとありがたいです。

井上（正）委員：区報は毎月出ているのですか。

住宅課長：月に2回です。

管理係長：締切りが早いのですが。

住宅課長：1か月以上前に記事を作って出しますので。

井上（正）委員：意外と読まれていると思いますよ。

住宅課長：先ほどもお話がありましたが、セーフティネットの申込みにいらっしゃる方は、本当に広報を握って窓口にいらっしゃるので。

井上（正）委員：だからあれを利用してみればいいではないですか。

私は以上です。

会 長：今日いろいろお話を聞きましたが、懇談会みたいな感じで、今日みたいな会で自由にいろいろご意見、アイデアを出していただくといいのではないかと思います。僕も山ほどアイデアがあるけれども、なかなか言う機会がなくて、だから、そういう感じでちょっと時間をとってください。

宮嶋委員：今は当面の、目の前のことを言っているけれども、実は協議会ではこういうことをやりたいというのは私もあるのだけれども。

会 長：そういう場をちょっと設けてもらいたいかなという感じはしました。それは必ずしもこのメンバーだけではなく、例えば区内で活動している居住支援法人とか、そういう人が集まっているいろいろな意見を出して、杉並区内のつくり方を考えていくのが協議会らしい形でできるといいのではないかと思います。先ほどのセミナーとうまく絡めて、そういう居住支援をみんなで考えていく機会をぜひつくってもらいたいと思いました。

あと、いろいろ細かい質問はありましたが、少なくともすぐできそうなものは、先ほどのステッカーの話はすごくいいと思いました。商店街なんかで福祉協力店ステッカーがあるでしょう。それと同じような感じで考えればよいと思うのです。

住宅課長：バリアフリー協力……。

会 長：バリアフリーの協力店みたいなものがありますね。あれと同じ感覚で、この不動産さんに行けばいろいろ相談に乗ってくれると。多分みんなその時点でいろいろためらっている人も多いと思うので、取りあえずそれはすぐできそうなことでいいなと思いました。

ということで、また話ができる機会をつくっていただくといいなと。

住宅課長：事務局で、今頂いた懇談会みたいなものをぜひやらせていただきたいと思いますので、また日程等調整させていただいて、ぜひ開催させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会 長：今日はそういう感じでよろしいでしょうか。議題に関しては先ほど終わったという認識でありますので。

では、今日はここでおしまいにしましょう。

管理係長：次回ですが、本部会の予定は来年3月頃。新しい年度が始まる前に予算案を諮りましょうということなので、3月の第1回定例会が終わった以降の間でどこかで開催したいとおもっていますので、よろしくお願いします。

ただ、先ほど2年といったお話、任期が切れますので、そのときに次年度以降もよろしくお願ひしますということも事前にやっておければと思いますので、この機会を捉えて開催できればと思っておりますのでよろしくお願ひします。

会 長：これで本部会を閉会にしたいと思ひます。今日は長時間ありがとうございました。

— 了 —